

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊名寄駐屯地
第342会計隊長 有田 吉成

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5LX31EM00050	5MH81AM5381 0001		38				
品名 または 件名							
炉筒煙管ボイラー洗缶役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
名寄駐業				業務隊管理科 横田事務官689			
搬入場所				納 期 または 工 期			
				令和7年10月31日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊名寄駐屯地 第342会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年6月12日(木)9時00分 第342会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において、役務の提供等で北海道地域の資格を有しており、A、B、C、D等級に格付けされた者であること。また、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続完了後、資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者。
- カ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金：免除(但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。)
- イ 契約保証金：免除(但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。)

(3) 入札の無効

- ア 第2項及び第7項(1)で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

エ 電報・電話・FAXによる入札

オ 入札開始時刻に遅れた者による入札

カ 「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約に虚偽又は違反した場合

キ 次の文面を記載していない入札書による入札

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

(4) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(5) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 適用する契約条項については、駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、「単位対応表」を確認すること。

(7) 郵便入札

郵便による入札を認める。この際、封筒に「炉筒煙管ボイラー洗缶役務 入札書」在中と明記し、資格審査結果通知書の写しを同封し、書留郵便（簡易書留可）にて令和7年6月11日（水）17時00分までに名寄駐屯地第342会計隊必着とする。この際、必ず電話にて担当者に到着の確認を行うこと。（到着が双方確認できない場合があるので、必ず送付到着の確認を行うこと。）

(8) 再度入札

再度入札が必要な場合は別示する。

(9) 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先

入札に関する事項 陸上自衛隊名寄駐屯地第342会計隊 契約班（担当：緑川）

TEL 01654-3-2137（内 347）

FAX 01654-3-2139（直通）

(10) 公告掲示場所

ア 掲示場所：名寄・旭川商工会議所、名寄・旭川各駐屯地会計隊

イ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>

ウ 掲示期間：令和7年5月28日（水）～令和7年6月12日（木）

特記仕様書

- 1 役務件名：炉筒煙管ボイラー等洗缶役務
- 2 役務場所：名寄市字内淵84番地 陸上自衛隊名寄駐屯地
- 3 役務期間：契約日から令和7年10月31日まで
- 4 役務概要：炉筒煙管ボイラー RE-100FⅡ（日本サーモエナー製）洗缶 1基
 熱交換器 横円筒形（産鋼スチール製）洗缶 1基
 熱交換器 横円筒形（八条工業製）洗缶 1基

	項目	事項
一般 共通 事項	1 総則	本役務は、本特記仕様書及び関連法規等に基づき実施する。
	2 現場代理人	本役務実施にあたり請負者は役務の責任者を定め、役務に必要な書類等の手続き及び行為を行うものとし、自ら及び作業員に規則遵守等の徹底を図る。
	3 現場管理	本役務実施にあたり現場の防火危害予防等の安全対策に努め、請負者の責任において、ゴミの飛散、事故の防止、工程の管理に努める。
	4 質疑	本役務実施にあたり、本特記仕様書の内容に相違がある場合、明示のない場合又は疑いを生じた場合は全て監督官と協議する。
	5 軽微の変更	監督官との協議により軽微な変更が発生した場合は、監督官の指示により適切に実施するものとし、協議・打合せ等の内容は全て打合せ簿に記載し、完成書類と共に提出する。
	6 役務写真	役務写真は、本役務の着手前・主要な整備段階・完了後を撮影し、A4-S版に整理し提出する。
	7 役務完了検査	本役務の終了に際し、監督官が指定する完了書類を提出し、検査官の検査を受ける。
特記 事項	1 目的	「ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「規則」という。）」に規定する性能検査を受検するために整備を実施する。
	2 前任作業者	本役務を実施するにあたり、ボイラー整備士の有資格者を前任作業者に指定する。

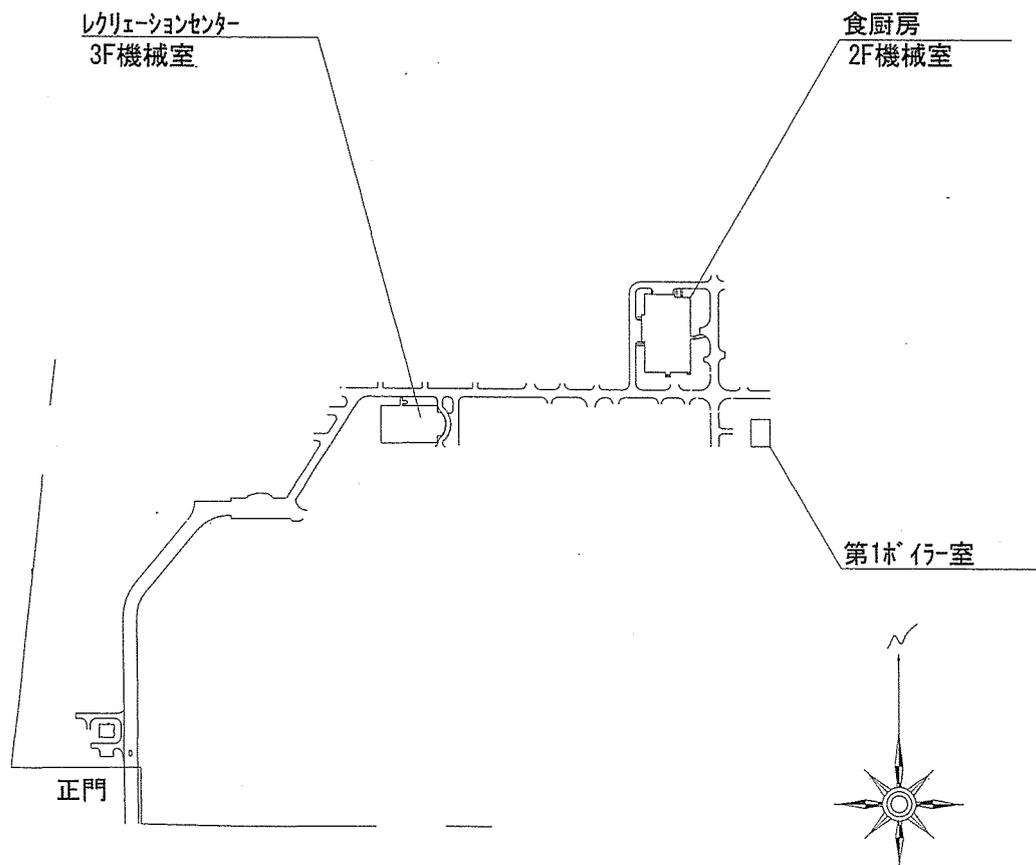
役務件名	炉筒煙管ボイラー等洗缶役務			仕様書番号	第38号
種別	特記仕様書			縮尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	ボイラー係長	設計/製図
					
陸上自衛隊名寄駐屯地業務隊				令和7年5月	

	項目	事項		
特記事項	3 対象機器	本役務の対象機器は以下のとおりとする。		
		設置場所・名称	規 格	数量
		#6 第1ボイラー室 (No.1) 炉筒煙管ボイラー 日本サーモエナー RE-100F	・胴 (ドラム) : 最大内径 2,508 mm× 長さ 3,850 mm×厚さ 16 mm	1
			・炉筒 (燃焼室) : 最大内径 1,372 mm ×長さ 4,140 mm×厚さ 16 mm	1
			・煙管 : 外径 60.3 mm×長さ 4,111.5 mm×厚さ 3.2 mm	128
			・ステー管 : 外径 60.3 mm×長さ 4,112 mm×厚さ 7.0 mm	10
		#13 食厨房 2階 機械室 熱交換器 産鋼スチール横円筒 形	・胴 (ドラム) : 最大内径 2,508 mm× 長さ 3,850 mm×厚さ 16 mm	1
			・伝熱管 : C1220T-1/2H、φ22×1.5t	71
			・材質 胴体 : SGP、鏡板 : SS400	/
		#43 レクリエーション センター 3階機械室 熱交換器 八条工業 横円筒形	・胴 (ドラム) : 最大内径 492.2 mm× 長さ 1,470 mm×厚さ 7.9 mm	1
	・伝熱管 : C1220T-1/2H、φ22×2t		75	
	・材 質 胴体 : STPY、鏡板 : SS400		/	
4 作業内容	(1) #6 第1ボイラー室 ア 分解 イ 前・後部煙室鏡板整備 ウ 前部煙管整備 エ 炉筒部整備 オ 水室部整備 カ 安全弁整備 キ 水位検出器整備 ク Y型吹出し弁整備 ケ 小配管整備 コ 給水内管整備 サ 水面計整備 シ 電極保持器整備 ス 各種試験 セ 組立 ソ 試運転調整			
	役務件名	炉筒煙管ボイラー等洗缶役務		
	種 別	特記仕様書	縮尺	/

	項目	事項	
特記事項		<p>(2) #13 食厨房 ア 分解 (安全弁のみ) イ 本体整備 ウ ボンネット整備 エ 温水・蒸気側安全弁整備 オ 安全弁吹出し試験 カ 組立 (安全弁のみ)</p> <p>(3) #43 レクリエーションセンター ア 分解 イ 本体整備 ウ ボンネット整備 エ 鏡板整備 オ チューブ整備 カ 温水・蒸気側安全弁整備 キ 各種試験 ク 組立 ケ 試運転調整</p> <p>※#13 食厨房の熱交換器については、チューブ交換業者が実施する試運転調整に立会する。</p>	
	5 ドラム内面 (水室部)	<p>(1) 洗缶方式は機械洗缶とし、清掃部に装着されているマンホール、検査口及び安全弁等ボイラー付属品を取り外して実施する。</p> <p>(2) 水室部の洗缶は、内面に付着している残存スケール、かまどろ、スラッジ等を高圧洗浄により清掃し、ワイヤーブラシ等で磨き、きれいな状態に仕上げる。</p>	
	6 燃焼室前後部煙室管及びステー管	<p>(1) 燃焼室内、前後部煙室は研磨機等で磨き上げ、煤塵等を残さない。</p> <p>(2) 煙管及びステー管内部は、チューブクリーナーにより、煤塵等を完全に除去すること。また、チューブクリーナーの使用にあたっては、カッターを使用しないこと。</p> <p>(3) 燃焼室、前後部煙室、煙管及びステー管の清掃作業にあたっては、耐火煉瓦キャストブル耐火物、バーナータイル等を損傷しないように注意して行い、損傷を与えた場合は直ちに現状に回復させる。</p>	
	7 付属品等	<p>清掃を実施し、煤塵等を除去する。</p>	

役務件名	炉筒煙管ボイラー等洗缶役務		
種別	特記仕様書	縮尺	

	項目	事項
特記事項	8 消耗品	(1) 水面計、吹き出し弁、水位調節装置の取り付けの際に必要なパッキンについては、官側で用意したシートパッキンを請負業者が加工し、使用する。
	8 性能検査	(2) それ以外のパッキン等の消耗品については、請負業者の負担で用意する。
	9 再組立、試運転調整	(1) 洗缶作業は、監督官の点検含め性能検査受検の前日までに完了させる。 (2) #6 ボイラー室の炉筒煙管ボイラー、#43 レクリエーションセンターの熱交換器については令和7年7月10日(木)、#13 食厨房の熱交換器については令和7年10月上旬に受検する性能検査に立会する。
	10 その他	(1) 性能検査において指摘事項があった場合は、是正し監督官の点検を受けた後、ボイラー等の組立、付属品取付、試運転及び調整を行う。 (2) 水圧試験や安全弁吹き出し試験、燃焼調整などの試運転調整を実施し、その結果について報告書を作成して監督官に提出する。 本役務実施中に、機器の動作等に関わる異状箇所を発見した場合は、速やかに監督官に報告し指示を受ける。



役務件名	炉筒煙管ボイラー等洗缶役務		
種別	特記仕様書・配置図	縮尺	1 : X

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二社の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

入 札 書

金額¥

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
炉筒煙管ボイラー洗缶役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
合計					
納入（履行） 場 所	陸上自衛隊名寄駐屯地	納 期 (履行期限)		令和7年10月31日	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊名寄駐屯地

第342会計隊長 有田 吉成 殿

住 所

会 社 名

代表者名

